○山井委員　五十分間、質問をさせていただきます。

今、コロナの大変な被害の中で、日本の国というのは、特に、女性に冷たい国ではないか、非正規雇用の方々に対して冷たい国ではないか、また、ともすれば子供たちに冷たい国ではないか。こういう災害のとき、その痛みが一番弱い立場の方々に押し寄せていると思います。そのような立場から、弱い立場の方々の声を、この五十分間、私は代弁をさせていただきたいと思います。

そして、冒頭ではありますが、日本が女性に冷たい国ではないかということ。先ほど早稲田議員とのやり取りの中で、オリンピック委員会の森会長についての女性蔑視発言のことがございました。

今見てみても、残念ながら、自民党席はほとんどやはり男性の議員さんなんですね。

私も、二十年余り前、スウェーデンに二年間留学しておりましたが、スウェーデンでは、議員の方々も、また、役所、いろいろなところの幹部の方々も半分ぐらい女性で、本当に活発にすばらしい議論を女性の方々がされておられました。私は、そういう姿を見て、女性の方々が社会参加をし、堂々と発言されることによって、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会ができるんだということを感じ、その後、私もこうやって政治を志したわけであります。

そういう立場からすると、今回の森会長の女性蔑視発言を、男性としても私は許すわけにはいきません。

その意味で、先ほどの早稲田議員の質問に対して、菅総理は、女性蔑視発言は国益にとって芳しくない、けれども、組織委員会の中の人事で、組織委員会と政府は独立しているという趣旨の発言をされました。

しかし、調べてみますと、例えば、森会長が選ばれた際、当時の新聞記事をちょっと今振り返ってみますと、その前には、当時の安倍総理と森元総理が会談をされたり、また、二〇一四年一月十二日の報道によりますと、森元首相が大会組織委員会の会長の就任を要請されたということに関しても、当時の安倍首相の意向があったというふうに報道をされております。

ということは、組織委員会と政府は独立しているといっても、事実上、人事に一番大きな影響力を持つのは菅総理ではないかと思います。

その意味では、違う組織の話だということではなく、国際問題にもなっている今、森会長のことに関しては菅総理がリーダーシップを発揮されるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○菅内閣総理大臣　大会組織委員会を設立する際に、確かに、下村文部科学大臣と東京都副知事、ＪＯＣ会長が森会長に就任を要請したことは承知していますが、大会組織委員会は、東京都及びＪＯＣが出資し、その後に設立された法人であります。また、大会組織委員会の運営というのは、法人の定款に基づいて行われるべきだというふうに思います。

○山井委員　いや、実際、森会長が就任するときには、当時の総理大臣の強い意向があったと報道されております。にもかかわらず、いざこういう事態になったら、自分とは関係ないというふうなことで責任を回避するのは、私は問題ではないかと思っております。

残念ながら、この問題は、今や、国内の問題ではなく、世界中から、日本の国というのは女性蔑視ではないか、そういうふうな非常に厳しい目で見られております。

その意味では、今こそ菅総理が、先ほど、女性蔑視発言は国益にとって芳しくないという発言をされましたが、まさに国益を考えるのであれば、菅総理が何らかの判断をされるべきときに来ているのではないかと思いますが、菅総理、あくまでも自分とは関係ない話だというお立場を貫かれますか。

○菅内閣総理大臣　まず、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会のことです。政府とは独立した法人として自ら、そこで理事がいるわけでありますから、そうした中で判断がされるべきものだというふうに考えています。

○山井委員　このことについては、人事のことですから、私たちも本当にこういう質問をするのはつらいわけですけれども、やはり、日本の国が世界の国からどういう国と見られていくのか、女性の方々が生き生きと日本という国では発言し活躍をしている国だ、そういうふうに見られるためには、ここは大きな御判断を菅総理にいた

だきたいと思っております。
　続きまして、こういうコロナの中でも、残念ながら、菅総理の息子さんの総務省に対する違法な接待の疑惑が持ち上がっております。
　今日は秋本局長と湯本審議官にも御出席いただいておりますので、コロナの質問の前に少し、こういう世の中が一番大変な時期に、私、この件で、やはり安倍昭恵夫人の森友問題を思い出すんですね。そういう、総理大臣の御家族が役所と密接な関係を持って、役所の方々も、やはりちょっとまずいかなと思っても、総理大臣と御家族から言われると、それは断り切れない、そういう部分があるのではないかと。そういうことで政治の私物化、公私混同が進んではならないと思います。
　ついては、秋本局長、今回、十二月十日に菅総理の息子さんから接待を受けた、会食を共にしたと報道されておりますけれども、それまでに何回ぐらい菅総理の息子さんとは会食というものを共にされたことがありますでしょうか。また、その際は、割り勘だったのか、おごられていたのか、また、タクシーチケットをもらわれたようなことがあったのか。失礼な質問かもしれませんが、これはちょっと違法行為につながる問題ですので、あえて質問させていただきたいと思います。秋本局長、お願いいたします。
○秋本政府参考人　お答えいたします。
　お尋ねの件も含めまして、国家公務員倫理審査会そして総務省の大臣官房による、懲戒処分担当による調査の対象となっております。調査を受ける立場として、真摯に対応してまいりたいと思っております。この場での答弁は控えさせていただきたいと思っております。
○山井委員　調査といいますか、今回の件で今調査しているんだと思うんです。それまでに何回ぐらい飲食を共にしたかということは別に調査と直接関係ないと思いますが。
　なぜこんなことを言うかというと、隠せば隠すほど、闇が深いような印象を私たちは受けてしまうんです。だから、やましくないのであれば、そのときが初めてであったのか、それとも、それまでから何回か飲食を共にされたことがあったのか、そのことはここで御答弁されたらいかがでしょうか。
○秋本政府参考人　お答えいたします。
　会合に至った経緯やその背景も含めまして調査の対象となっておりますので、この場での回答は控えさせていただきたいと思います。
○山井委員　その調査以前の話を聞いているんです。
　ということは、分かりませんが、今回が初めてじゃなくて、それまでから会食を共にされていたのでしょうか。
　湯本審議官にも同じ質問をさせていただきたいと思います。
　この度、十二月十四日、コロナの自粛がかかっているそのような時期、息子さんとおすしを共にされたという報道でございます。このときが初めてであったのか、それとも、それまでにも何度か会食を共にされたことがあったのか、いかがですか。
○湯本政府参考人　お答え申し上げます。
　この件につきましては、現在、総務省及び国家公務員倫理審査会で調査中だと認識しておりますので、恐縮でございますが、御答弁は差し控えさせていただきます。
○山井委員　秋本局長、報道では、何度か食事したことがあったというふうな報道もあったのではないかと思っておりますが、そこは真実は分かりませんが、秋本局長、そうしたら、今回が初めてだったというわけではないということですか。もう一度御回答ください。
○秋本政府参考人　過去の経緯も含めまして調査の対象となっておりますので、この場での回答は控えさせていただきたいと思います。
○山井委員　そもそも、衛星放送関連会社に総理大臣、元総務大臣の息子さんが入っておられ、そこの方々と総務省の方々が、まあ情報交換は別に構いませんけれども、こういう飲食をするというのは、非常に違法の危険性があるのではないかと思います。
　この調査について、今、総務省、調査をしていると思いますが、いつ回答が出ますか。これは時間をかけてやっていることじゃなくて、事実関係は単純ですから、もう今週中にも調査結果を出していただきたいと思いますが、

いかがでしょうか。
○武田国務大臣　今回の件では、本当に、国民に疑念を招くような事態になりましたこと、おわびを申し上げたいと存じます。
　具体的ないつかについては、これは倫理審査会の指導に基づいて、我々も徹底して調査を行っておりますし、迅速にしなければならないと思いますけれども、倫理審査会の指導を仰ぎながらやるというようなことと同時に、相手方、民間企業にも協力を求めていかなくてはならないわけでありまして、現時点で私の方からいついつということをお答えすることはできない。御理解いただきたいと思います。
○山井委員　先ほど秋本局長、もう一度お聞きしますが、やはりこれは調査以前の問題なんですね。それまでに、調査になっているのは今回の会食ですけれども、それ以前に何回か飲食されていたのか。それぐらいはお答えください。
○秋本政府参考人　お尋ねの件につきまして、ただいま調査を受けている最中でございまして、個別の内容は差し控えさせていただきます。
　いずれにしても、調査を受ける立場として、その調査には真摯に対応してまいりたいと思っております。
○山井委員　報道にはもう出ております。報道に出ていることがなぜ国会で言えないんですか。お答えください。
○秋本政府参考人　報道がなされていることは承知しております。
　ただ、現在、国家公務員倫理審査会そして総務省大臣官房による、懲戒処分担当による調査を受けている最中でございまして、これは相手先の企業のこともあるものですから、個別の内容は差し控えさせていただきたいと存じます。
　いずれにしても、調査には真摯に対応してまいりたいと考えております。
○山井委員　調査は始まっているんですか。何回ヒアリングを受けられたか、お答えください。
○秋本政府参考人　調査は受け始めております。
○山井委員　何回ですか。答えてください。先ほど質問したけれども、何回ヒアリング調査を受けましたか。（発言する者あり）
○金田委員長　静粛に。
○秋本政府参考人　調査の内容に関わることについて、調査を受ける立場の私から御答弁差し上げるのは控えさせていただきたいと思います。
○山井委員　これは早急に調査結果を出していただきたいと思いますが、人事院にも申し上げたいと思います。
　人事院、この件はそれほど複雑な案件ではないと思います。早急に調査結果を出すべきと考えますが、人事院、いかがでしょうか。
○荒井政府参考人　この案件につきましては、職員が倫理法に違反する行為を行った疑いがあるとして、総務省から二月二日に調査を行う旨の通知を受けており、現在、総務省において調査が進められておると承知をしております。
　国家公務員倫理審査会といたしましては、総務省において厳正、迅速に審査が行われるよう、必要に応じ助言等を行うなど、今後とも適切に対応していく所存でございます。
○山井委員　これ、人事院で調査やっているんじゃないんですか。総務省ですか、人事院ですか、明確に、どちらが調査しているのか、お答えください。
○荒井政府参考人　先ほどもお答え申し上げましたとおり、職員が倫理法に違反する行為を行った疑いがあるとして、総務省から二月二日に調査を行う旨の通知書を受け取り、現在、総務省において調査が進められているものでございます。
○山井委員　秋本局長、確認ですが、今調査を受けているのは総務省ですか。
○秋本政府参考人　お答えいたします。
　今調査を受けているのは、総務省の大臣官房から調査を受けております。
○山井委員　元総務大臣の菅総理大臣におかれましては、結局、息子さんのことでこのような、今、違法接待の疑惑になっております。

菅総理は、息子さんは別人格ということをおっしゃったんですけれども、普通の一衛星放送関連会社の社員さんが総務省の名立たる幹部を夕食に誘ったって、絶対来ません。総理大臣の息子だからではないんでしょうか。その意味では、菅総理も今回の事案について責任は感じておられますか。

○菅内閣総理大臣　関わった者が誰であれ、国民の皆さんの疑念が抱かれることのないように、総務省においてしっかり事実関係を確認した上で、ルールにのっとって対応してもらいたいと思います。

○山井委員　いや、これ、誰であってというか、総理の息子さんだからこういう接待疑惑が大問題になっているんです。これ、総理の息子さんじゃなかったらこんなことになっていないんです。

先ほども、秋本局長、お聞きしましたが、今回初めてなんですか。それとも、今までから会食していたことがあるんですか。これは、報道には答えているわけですから、国会でそれに答えないということは許されないことです。答弁ください。

○秋本政府参考人　複数回会食に行った者がいるという報道がなされていることは承知しております。

ただ、現在、総務省そして国家公務員倫理審査会の調査を受けている最中でございまして、個別の内容は答弁を差し控えさせていただきます。

いずれにいたしましても、調査を受ける立場として、真摯に対応してまいりたいと思います。（山井委員「いや、これでは駄目です、ちゃんと答えさせてください」と呼ぶ）

○金田委員長　もう一度答えてください。

総務省情報流通行政局長秋本芳徳君。どうぞ答えてください。

○秋本政府参考人　お答えいたします。

調査につきましては、総務省の大臣官房の懲戒処分担当が国家公務員倫理審査会の指導助言を受けつつ、調査対象者、私どもへのヒアリングや関係資料の収集、そして関係者、本件の場合、相手先企業である東北新社様からの事情聴取等を通じて、具体的な事実関係の解明を行うものと承知しております。

いずれにいたしましても、調査を受ける立場にある者として、調査には真摯に対応してまいりたいと考えております。（発言する者あり）

○金田委員長　この問題について、だから、後に、理事会で後刻、協議させてもらいます。（発言する者あり）協議をさせていただきます。理事会で協議をさせていただきます。

質問は続行してください。質問を続行してください。（発言する者あり）

答える範囲で、答える範囲でしっかり答えてください。答える範囲がここまでかどうかは、後刻、理事会で協議をいたします。

答えてください。秋本芳徳君。

○秋本政府参考人　本件調査につきましては、総務省の大臣官房の懲戒処分担当におきまして、国家公務員倫理審査会の指導助言も受けつつ、私どもへのヒアリングや関係資料の収集、そして関係企業、東北新社様などからの事情聴取を通じて、具体的な事実関係の解明を行うものと承知をしております。

いずれにいたしましても、調査を受ける立場として、調査に真摯に対応してまいりたいと考えております。

○金田委員長　いいですか、皆さん。この問題については、今、理事会で協議を重ねている最中であります。だから、これに対しては、この後も引き続きしっかり、しっかり協議をしていただきます。

以上。（発言する者あり）

呼べる、協議が調った人については、呼んでおります、全部。（発言する者あり）戻って、質問を続けてください。（発言する者あり）いや、それを協議をして、結果、こういう答弁をしていることについては、後ほど協議を続けさせていただきます。

協議が調わない現状では質問を続行してください。質問を続行してください。（発言する者あり）止めればいいものではないです。後刻、協議をいたします。（発言する者あり）席に戻って。続けてください。

協議が調っていない以上、できる限界までやらせています、委員長としては。（発言する者あり）静粛にしてください。だから、後刻、理事会で協議をいたします。

続けてください、質問を。山井和則君。（山井委員「協議するんだったら時計を止めてください。私の質問時間

なんだから」と呼ぶ）

理事会で協議が調えば、更に皆さんの意見が通ることはあります。ただ、理事会の協議を前提にせざるを得ません。（発言する者あり）誠実です。（発言する者あり）いやいや、それは、そうではありません。理事会で協議をさせていただきます。（発言する者あり）いや、それはできません。

質問を続行してください。（発言する者あり）

私は、答えられることを限界まで答えてくださいと申し上げている。（発言する者あり）それも含めて協議をします。だから、協議の場でおっしゃってください。時計は止めるつもりはありません。

続行してください。（発言する者あり）

静粛にしてください。私は、今さっき申し上げた、答えられる限界は……（発言する者あり）与党の理事を呼べ、それじゃ、ちょっとだけ、理事、出てきてください。（発言する者あり）

静粛にしてください。（発言する者あり）いや、だから、協議を後刻行います。その場でやってください。（発言する者あり）いや、協議も意見も調わないんだから、進めてください。（発言する者あり）

私は何度も、いや、ちょっと待ってください。理事ね、ちょっと待って。この後の協議を言っているんだから、それに応じてもらわなきゃいけない。（発言する者あり）

いや、お互いの協議が調わない結果は、それは、それを前提に進めざるを得ないです。（発言する者あり）進行。進行。もちろん進行をお願いしています。（発言する者あり）時計は回っています。時計は回っています。早く戻ってくださいよ。（発言する者あり）

申し上げる限界をおっしゃってくれと申し上げたつもりですから、その中で、発言があった、それを前提に協議を重ねるしかないんだと思います。

先ほど退出された野党の方々にお戻りいただくために今努力しておりますので、もうしばらくお待ちください。

先ほど申し上げたとおり、努力をしておりますが、今の段階で速記を止めていただくようお願いします。

〔速記中止〕

○金田委員長　速記を起こしてください。

この際、一言申し上げます。

委員長として、今後の委員会運営につきましては、より一層、公正円満に努めてまいります。

この際、理事間の協議に基づき、山井君の残余の質疑を行います。山井和則君。

○山井委員　残り三十分、質問させていただきますが、まず最初に申し上げます。

当たり前の委員会運営をやっていただきたい。あなたは自民党の予算委員長ではないんです。この審議で当たり前のことすら役人の方が答弁をしない、それでは政策の議論も真相究明も進みません。そのことは猛省を求めたいと思います。

今まで私たち国会審議をする中で、野党の理事が出たら与党の理事も出て、そこで時間を止めるか止めないか、そういうことを議論して、民主的な運営の中で、よりよい政策議論ができるわけであります。そのことを猛省を促したいと思います。

それでは、先ほどかたくなに答えられなかった秋本局長、菅総理の息子さんと、今回の会食以前に何度会食されたか、そして、その場合は、タクシーチケット、あるいはおごられたのか、そのことをお答えください。

○秋本政府参考人　お答えいたします。

菅正剛さんとは、平均いたしますと、一年に一回程度、会食の機会を持たせていただいてまいりました。

また、お尋ねの、私自身の負担をした回数がどれほどあるかというのは、今、調査を受けている最中でございますので、先方に確認を要する事項でもございますので、この場での回答は控えさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、総務省大臣官房の懲戒処分担当と国家公務員倫理審査会の調査に対しまして、調査を受ける者として真摯に対応させていただく所存でございます。

○山井委員　最初からそういう答弁を正直にされたらよかったんじゃないんですか。そういう当たり前の事実関係すら答弁しない、そういうことでは委員会運営は成り立ちません。引き続き、また質疑をさせていただきたいと思いますが、少し、ちょっとコロナの話に移りたいと思います。

菅総理、先ほど、川内議員の続きでありますが、大企業への休業支援金の問題、非正規の方々を対象にするということで、一月二十九日に二人の大企業非正規の方々に面会を菅総理にいただきました。今日も午前中からお二人、傍聴にお越しになっておられます。

といいますのが、一月八日からということでは、お二人はほとんど対象にならないんですね。昨年の四月に、もう仕事がなくなった、あるいは大幅なシフトカットになっているわけですから、お二人は対象にならないということで。

どういうふうにおっしゃっておられたかといいますと、非常にショックを受けておられまして、例えば、これで昨年苦しかった分が補償されるから本当によかったねと先週木曜日には菅総理の答弁を聞いて思っておられたけれども、去年の分が対象にならなければほとんど意味を成さないといいますか、本当に正直戸惑っていますし、とても悲しい気持ちでありますと。菅総理に面会してお話を聞いていただいて何とかなると思って、大企業に休業支援金の対象拡大がされると菅総理から言っていただいた、しかし、翌日、実際一番困っている昨年分が対象にならないと聞いてショックを受けた。

また、昨年四月からの休業で生活が苦しくなった自分や周囲の話を菅総理にお渡しした手紙にも書きました、みんな貯金を切り崩し、節約をして乗り越えてきたのに、一番苦しんだ時期の支援をしないとは、伝えたかったことが伝わっていない、多くの人の救済のために早急に改善してほしいですということを面会した方はおっしゃっておられます。

また、面会した男性の方は、今まで頑張ってきて、昨日大企業にも休業支援金が出ると聞き、みんなにも伝え、喜んでいました、でも、今回の内容を見たら、対象は一月八日分からだと、政府がこんなことをやるんだって本当にあきれ返っている、とても納得できない、泣き寝入りしている人はいっぱいいるんですというふうに、先日の一月八日からという発表に失望をされているんです。

そこで、菅総理には面会をしていただいたことには大変心から感謝を申し上げながらも、残念ながら、今お聞きいただいたように、今日もお越しいただいておりますけれども、自分たちが救っていただきたい対象になるための、昨年四月からという対象になっていないんですね。

それで、菅総理、心からのお願いなんですが、会って話を聞いていただいた以上、菅総理もそのお気持ちはあると思いますので、今日も傍聴に来られているその面会されたお二人の方々が救済の対象になるような、去年四月に遡っての大企業の非正規の休業支援金の対象拡大をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○菅内閣総理大臣　企業の雇用維持の取組に対して雇用調整助成金の特例措置を講じ、休業手当の支払いを支援することを基本として対応してきましたが、昨年末から、感染が拡大する中で、大企業においても新型コロナウイルス感染症への対応が長期化しており、雇用維持の支援策を更に強化する必要があると考えています。

このため、今般の緊急事態宣言の下では、大企業に対しても雇用調整助成金の特例措置の助成率を最大十分の十に引き上げるとともに、大企業に雇用され、休業手当を受け取りづらい勤務形態の方も休業支援金の対象になることとしました。

なお、休業支援金の拡充については、シフト制で働く労働者等が多い飲食業に大きな影響が出ることなどが見込まれることに対応することを基本的な考え方として、具体的な対象範囲や申請手続等の詳細については検討中であり、厚生労働省においてしっかり検討させたい、こう思います。

○山井委員　先日、一月二十九日に会っていただいたわけです。それで、私が聞いたんですからという前向きなお話があったと聞いておりますので、是非、改めて、お二人に会われてその要望を聞かれたわけですから、少なくともお二人が対象になるような、大企業の非正規の休業支援金の対象を拡大するということ、お答えいただけませんか。

○菅内閣総理大臣　今私が申し上げたとおりでありまして、厚生労働省においてしっかり検討させたいと思います。

○山井委員　そこは明確にお答えください。

なぜならば、九十万人の実質的失業者という方が、野村総研の調査でも、ここにおられます。女性だけで九十万人、シフトが半減以下で休業手当ゼロ。男性を入れると百数十万人。その中で、大企業の方々は、数十万人の方が

コロナの影響で緊急事態宣言などで仕事がなくなったか大幅減なのに、休業手当が四月から十二月までほぼゼロなんです。数十万人おられるんです。その数十万人の代表として、お二人が必死に総理大臣に面会をされたんです。

ですから、その二人、面会したお二人は、大企業で休業支援金の対象とするということをお答えいただけませんか。菅総理、お願いいたします。

○菅内閣総理大臣　度々申し上げていますけれども、具体的な対象範囲や申請手続の詳細について今検討中であり、しっかりと厚生労働省において検討させたい、そう思っています。

○山井委員　でも、そこは、ちょっとこれは大事なことなんです。

残念ながら、女性の自殺者も昨年は八百八十五人増えています。六千九百人、去年、残念ながら、女性で自ら命を絶たれた方の中には、こういう非正規雇用で仕事がなくなった方もおられる。野村総研の調査でも、六二％の方が今の金銭的な状況では生きていくのに対して不安があるとまでおっしゃっているんです。その方々に、遡って四月から休業支援金が入るかどうかで、命が懸かっているんです、生活が懸かっているんです。

せめて、総理、お聞かせください。面会したお二人の方は救済するお気持ちはあるんですか、ないんですか。総理大臣のお気持ちを、せめてそれをお聞かせください。総理大臣のお気持ちをお聞かせください。総理、お願いいたします。

○菅内閣総理大臣　私は、お会いをして、政府としては考えなきゃならないという形の中で、私自身、具体的な対象範囲や申請手続の詳細については厚生労働省で検討するように指示をしているところであります。

○山井委員　こうやって総理大臣と議論できることはそうないと思いますので、本当に、くどいようですけれども、今のお話では、会われたお二人が救済される、今日もお越しになっているお二人に代表される方々を救済するようにという趣旨で、厚生労働省に制度設計を今指示しているという理解でよろしいですか。

菅総理の意向を聞いております。厚生労働省には聞いておりません。菅総理の指示を聞いておりますので、菅総理の思いをお聞かせください。菅総理の思いを聞いておりますので、厚生労働省は結構です。また後日、田村大臣とは議論しましょう。菅総理の思いをお聞かせください。総理の思いをお聞かせください。

○菅内閣総理大臣　大企業であっても休業手当を受け取りづらい勤務形態について休業支援金の対象とすることとして、厚生労働省に指示をし、私、検討をさせているところです。

今まさに、厚労省の方で検討しているというふうに思います。

○山井委員　今日も傍聴にお越しをいただいておりますし、お二人の要望を基に検討を指示しているわけですから、当然、菅総理としては、この二人が、一月八日とか去年の秋からではお二人は対象になりませんから、去年の四月に遡っての検討だというふうに受け止めさせていただきたいと思います。早急にその結論を出していただきたいというふうに思います。

それで、それにも関連して、当日、一人親家庭のお母さん方お二人に会われて、給付金の要望をお受けになられたと思います。今日の配付資料にもそれが出ていると思います。その中に、是非給付金を支給してほしいという要望でございました、今日の配付資料四ページ、進学や進級に備えて低所得の子育て家庭に給付金を支給してくださいと。

それで、この配付資料にありますように、このページにありますように、私たちも、先日、議員立法を提出をさせていただきまして、十七ページ、十二月末に与野党で合意をして出すことになりました特別給付金、子供一人五万円、そして二人の場合八万円、三人の場合十一万円、この特別給付金を、一月と三月、再度支給してほしい、ということは三月に二回分ということですけれども、これを、二人親家庭の低所得の住民税非課税世帯も含めて、合計約百六十万世帯にこういう給付金を出してほしいという子供貧困給付金法案を提出しましたが、あの一人親家庭の方々も、菅総理とお目にかかって、是非ともこの給付金をという要望をされました。

しかし、残念ながら、菅総理から今来ている答えは総合資金貸付けとか緊急小口とか、給付金をとお願いしたんですけれども、貸付けをという答えが菅総理から戻ってきているんです。

改めて申し上げますが、今日の配付資料にもありますように、やはり返さねばならないということで、実際、様々な調査では、二割ぐらいの人しか利用していないとも言われておりますし、今日も記者会見がございました

が、一人親家庭あるいは子供の貧困に取り組む団体の方々が、是非ともこの三月に再び給付金をという要望をされておりますし、聞くところによりますと、女性活躍支援の自民党の議連の方々もこの要望をされているということであります。

ついては、面会してくださった菅総理にこの点もお伺いしたいんですけれども、貸付けじゃなくて、是非給付金を、二人親も含めた低所得の子育て家庭に支給してもらえませんでしょうか。菅総理にお伺いをいたします。

○菅内閣総理大臣　とりわけ経済的に厳しい状況にあり、一人親家庭の皆さんに対して、私、昨年の暮れに二回目の給付の再支給を決断をいたしました。そして、今回は、この新型コロナの影響が長引く中で、依然として生活に厳しい御家庭があると認識をしており、手元資金にお困りの方には、緊急小口資金等の限度額を二百万円に拡大しています。そして、所得が減っている方々には返済を免除できるよう、具体的な案件についても今検討させているところです。さらに、収入が減少して家賃にお困りの方については、住居確保給付金について、再度の支給によって更に三か月分の家賃を支援することにいたしています。

低所得者の世帯の方々についても、こうしたセーフティーネットを活用して、個々のニーズに寄り添った継続的な自立につなげていくような、そうした対策をしっかり講じていきたいと思います。

○山井委員　やはりこれは、生活で困っている方に更にお金を借りろというのは酷なんです。やはりそこは、菅総理、本当にそういう貧困で苦しんでおられる方々のお気持ちを分かっていただきたい。だから、この方々は給付をお願いしに来ているんです。

去年八月、十二月、私たち、力を合わせて、特別給付金、一人親家庭に給付しました。あの八月、十二月より今の二月、三月の方が、緊急事態宣言の延長でより状況は厳しくなっているんです。四月に子供たちを泣かせないためにも、是非とも給付金を三月にお願いしたいと思います。

それと、このコロナの延長に関する悲鳴は様々なところから来ております。緊急事態宣言の再発令で、日中も外出もランチも自粛ということで、飲食店、昼のみならず、様々な業界が、業種が打撃を受けております。昨日のＪＮＮの調査でも、六六％の国民は、緊急事態宣言の延長による経済支援策は不十分。十分と答えたのは一九％。

そこで、菅総理にお聞きしますが、今の一時金などの六十万円、三十万円、法人と個人ですか、これについてはまだまだ全く不十分だと思います。例えば三割減でも支給するとか、新規開業の方でも支給するとか、あるいは、晩の一律六万円でなくて、私たちが要望しているように、規模に応じてもう少したくさん一時金を出す、協力金を出すとか、そういうことの大幅な拡充を検討すべきかと思いますが、菅総理、いかがでしょうか。菅総理、お願いします。今、手を挙げられたんです。菅総理、お願いします。

○金田委員長　国務大臣西村康稔君。（山井委員「いや、菅総理」と呼ぶ）初めに一言答えてもらいます。（山井委員「じゃ、時間を延ばしてくださいよ、そうしたら」と呼ぶ）

短めに。

○西村国務大臣　はい。

まず、協力金については、最大六万円、百八十万円ということで、これは大企業も含めて店舗ごとに出すことにしておりますし、御案内のように、雇調金も一人当たり三十三万円まで、これは人数に応じて出ますので、規模に配慮した措置となっております。あわせて、一時金については、今回、延長したということで、六十万円、三十万円に引き上げております。加えて、一兆円の地方創生交付金を配分をいたしました。

これで、おっしゃったような三〇％のところも場合によってはそのお金を使ってカバーしていただくとか、あるいは対象でないところをうまくカバーするとか、六十万円、三十万円は、地域、業種問わず、要件は経産省で今詰めておりますけれども、外出自粛の影響を受けた方は五〇％以上であれば対象になるということでありますので、いずれにしましても、しっかりと支援策を講じていきたいというふうに考えております。

○菅内閣総理大臣　今回の緊急宣言では、この一年間の経験を踏まえて、専門家の皆さんが対策の急所と指摘している飲食店の営業時間短縮を中心とした対策を行っており、こうした措置の影響により売上げが大幅に減少した事業者には一時金を支給することにしました。

支給の上限等については、今大臣が答えたとおりであります。

○山井委員　このままでは、残念ながら、三月末に倒産、廃業が本当に大幅に増えると思います。失業も増えると

思います。それを止めていくためには、今のこの額あるいは要件では全く無理だと思います。
　それについて、私たちの党では、今までから、規模に応じた二回目の持続化給付金や家賃支援金を再支給すべきではないかということを私たちは申し上げております。
　そのことについて、菅総理、いかがでしょうか。
○菅内閣総理大臣　まず、意見としてそこは伺っておきたいというふうに思います。
　今申し上げましたように、今回の緊急事態宣言は、一年間、前の経験を踏まえた上で、急所と指摘する飲食を中心に時間短縮などを行っていただいているのであり、売上げが大幅に減少した事業者は一時金で支給することにしています。
　その上で、大企業、中小企業に対しても、雇用調整助成金による人件費の支援だとか政策投資銀行による危機的対応融資による資金繰り支援、さらに、中堅企業については事業転換を支援するための補助金も活用することができる、このような規模に応じた支援を行っており、こうした支援も併せて雇用そして事業を守っていきたいというふうに思っています。
　なお、昨年、緊急事態宣言では、全国を対象地域とし、幅広い業種に休業要請を行いましたが、今回は状況が異なることから、昨年の持続化給付金や家賃支援給付金を再度支給することは考えていないということであります。
○山井委員　状況が異なるとおっしゃっていますが、逆に言えば、一年間続いて、飲食店のみならず、様々な業種は、本当にもうお店がもたない、会社がもたない、塗炭の苦しみを味わっておられて、これは三月末に倒産、廃業、失業が急増するというふうに見られております。
　菅総理、昨年の状況と違うということですけれども、昨年四月と今の状況はどちらが中小企業やお店は苦しいと認識しておられますか。
　菅総理の認識を聞いております。菅総理としてはどちらが苦しいと、これは国民も知りたいと思っていると思います。総理としては、昨年四月と今とどっちが苦しいと思っておられますか。
○金田委員長　西村国務大臣の後、総理に答弁をお願いいたします。
○西村国務大臣　これはなかなか単純に比べられないものだと思います。
　中小企業の皆さん中心に、四月、五月は意図的に経済を止めましたので、これは多くの事業者の皆さんに時間短縮あるいは休業要請も行いましたので、大変厳しい状況にあったと思います。
　そしてその後、一年間近くたっている中で、様々、消費が戻ってきた、景気もよくなってきたときもあります。しかしその後、年末から年始にかけて、また再びこうした形で時短のお願いもしているところであります。
　ただ、今回は、先ほど来総理が答弁されていますように、飲食の方々に特にお願いをしておりまして、飲食の皆さんには、大変厳しい状況にあるということでしっかりと支援を行って、何とか踏ん張っていただきたいと思いますけれども、そしてそれ以外の方も、これだけ長い期間が続いておりますので、厳しい状況にあるのは当然でございます。しっかりと支援をしていきたいと思います。
　ちなみに、昨年の倒産は例年よりも少なく、これは、無利子無担保の融資、これもしっかりと行ってきた、あるいは、御指摘のあります持続化給付金などで対応してきた、このことが一定の効果を持ったものというふうに思いますけれども、いずれにしても、今なお厳しい状況にある皆さん方をしっかりと支援をしていきたいというふうに考えております。
○菅内閣総理大臣　確かに、去年の倒産はまだ少なかったわけですし、そして今年、現時点においての失業率も先進国では一番低い状況であることも、そこは御理解をいただきたいと思います。
　とはいえ、昨年の緊急事態宣言、そして本年の二回目の緊急事態宣言、それぞれ、確かに昨年と規模は違いますけれども、一年間大変御苦労された中でまた今年の宣言でありますから、そうした中で大変な御苦労をおかけをしている。このことについては、私、最高責任者として心から感謝と御礼を申し上げたいというふうに思います。
　いずれにしろ、国民の皆さんの御協力をいただいて、ここに来て一挙に陽性者数が減少してきていることも、これは事実だというふうに思います。
　政府の緊急事態宣言に多くの国民の皆さんが協力をしていただいて、だんだんとその効果が出てくること、ここも心から感謝を申し上げながら、何としても感染拡大を阻止をして、そして、雇用を守り、事業を継続をさせ

る、ここを最優先に全力で取り組んでいきたいと思います。
○山井委員　私は、残念ながら、菅総理の認識は間違っていると思います。
　去年四月から一年近くたって、中小企業、商店の方、飲食店以外も、本当にもう大変な苦しさです。その認識が、菅総理は、私は、余りにも今の地域の苦しさが分かってなさ過ぎる。このままいくと、三月には倒産、廃業、失業が急増します。その認識を改めていただきたいと思います。
　最後、少しだけ時間が残っております。改めて、湯本さん、そして秋本さんにお聞きします。
　これは先ほど秋本さんにも聞きましたが、湯本審議官、今まで菅総理の息子さんと今回以前に何度食事して、タクシー券、そしてまた、おごってもらったか、そのことをお答えください。
○湯本政府参考人　お答え申し上げます。
　これまで、菅氏との間では、記憶している限り、大体一年に一回程度はお会いして会食した記憶がございます。
　その他、御質問の点につきましては、ただいま調査を受けている身でございますので、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。
○山井委員　やはり、衛星放送関連会社に息子さんが就職されて、今おっしゃったように、今回だけじゃなくて定期的に会食をされていたと。
　お二人にお伺いします。
　次、年に一遍ということは、今まで大体何回ぐらいですか。それぞれお答えください。
○秋本政府参考人　いつ頃から年に一回程度お会いする機会をいただいてきたかというのは、私自身の記憶を確かめますとともに、先方に確認を要する事項でもございます。実際、総務省の大臣官房の懲戒処分担当の方でも第三者の立場から調査を行うということでございまして、きちんと確認をした上でと思っております。
　この場での答弁は控えさせていただきたいと思っております。
○湯本政府参考人　お答え申し上げます。
　私の方も、先方がある話でもございますし、ただいま調査を受けている身でございますので、この場での回答は差し控えさせていただきます。
○山井委員　総務省、人事院において早急に調査をしていただきたいと思っております。
　それで、菅総理、また話が戻りますが、もう一つだけ休業支援金について確認したいと思います。
　今、一月八日から、あるいは昨年十一月からとか、休業支援金、大企業非正規の対象拡大の議論が出てきておりますが、確認しますが、一月八日からとか去年の十一月からでは、御面会されたお二人は休業支援金の対象にほとんどならないということは認識はおありですか、総理としては。総理、お願いいたします。
○菅内閣総理大臣　先ほどお答えしましたとおりに、今、経産省において検討を更に……（発言する者あり）大変失礼しました、厚労省において検討を指示させているところであります。
○山井委員　いや、質問にお答えください。大事なところなんです。
　一月八日とか去年の十一月からでは、お二人は、要望したけれども、自分たちは対象にならない、救われないということをおっしゃっているんです。そのことはそのとおりだという認識は、菅総理はお持ちですか。菅総理の認識をお聞きしております、菅総理。菅総理、菅総理の認識です、菅総理。
○金田委員長　時間が参りましたので、簡単にお願いをいたします。
○菅内閣総理大臣　私が今申し上げたとおりであります。
○山井委員　いや、いや、答えていない、答えていない。どういうことですか。対象になると認識しているのか、ならないということは認識、そのとおりというのはどっちなんですか。お答えください。
○金田委員長　時間です。
○山井委員　どちらなんですか。お二人が対象にならないという認識はあるのか、それだけお答えください。
○金田委員長　時間が来ていますよ。
○菅内閣総理大臣　私、厚労省に検討を指示しているということであります。
○山井委員　以上、終わらせていただきます。ありがとうございました。